

業務方法書目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (清算対象取引)
- 第3条 (指定商品市場)
- 第4条 (営業日及び休業日)

第2章 清算参加者

第1節 通則

- 第5条 (清算参加者)

第2節 清算資格の取得

- 第6条 (清算資格の取得の申請及び承認)
- 第7条 (清算資格の要件)
- 第8条 (清算資格の取得手続きの履行)
- 第9条 (清算資格取得の日)
- 第10条 (非清算参加者が清算資格を取得した場合の未決済約定の取扱い)

第3節 清算参加者の義務

- 第11条 (清算参加者契約の締結)
- 第12条 (清算参加者代表者)
- 第13条 (決済業務責任者)
- 第14条 (役員又は他の者との共同関係又は支配関係)
- 第15条 (清算参加者による手数料の納入)
- 第16条 (商品取引債務引受業に関する責任の所在)
- 第17条 (届出事項)
- 第18条 (報告事項)
- 第19条 (清算参加者の監査)

第4節 清算資格の喪失

- 第20条 (清算資格の喪失申請)
- 第21条 (清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い)
- 第22条 (清算資格の喪失申請者の合併等の場合の適用除外)
- 第23条 (清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)
- 第24条 (清算資格喪失の承認)
- 第25条 (清算資格の喪失の際の債務の弁済)

第5節 清算参加者に対する措置等

- 第26条 (清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)
- 第27条 (清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置)
- 第28条 (清算参加者が喪失申請を行わない場合の措置)
- 第29条 (清算資格喪失申請を行わないことにより債務の引受けの停止を受けた清算参加者に対する措置)
- 第30条 (債務の引受けの停止等の措置の解除)
- 第31条 (異議の申立て等)
- 第32条 (会員等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)
- 第32条の2 (規律委員会)
- 第33条 (措置の通知等)
- 第34条 (債務の引受けの停止を受けた清算参加者の措置)
- 第35条 (清算資格を取り消された者等の未決済約定の取扱い)
- 第36条 (清算参加者に対する勧告)

第3章 商品清算取引

- 第37条 削除
- 第38条 (非清算参加者との清算受託契約の締結)
- 第39条 (清算受託契約の締結の届出等)
- 第40条 (清算受託契約の解約の届出)
- 第41条 (清算対象取引に係る区分管理)
- 第42条 (指定清算参加者の変更等の場合の未決済約定の引継ぎ)
- 第43条 (非清算参加者が商品清算取引の委託を停止された場合の未決済約定の引継ぎ等)
- 第44条 (清算参加者が商品市場における取引を停止された場合等の未決済約定の引継ぎ等)

第4章 債務の引受け

- 第45条 (債務の引受け)
- 第46条 (振替、付替又はギブアップに伴い消滅する債権債務及び発生する債権債務の取得及び負担)
- 第47条 (振替、付替又はギブアップに係るオプション取引の消滅及び発生並びに契約上の地位の消滅及び発生等)
- 第47条の2 (ギブアップに係る手数料及び一般清算預託金の取扱いの特例)

第5章 清算対象取引に係る債務の履行義務

- 第48条 (当社の責任)

第6章 清算約定に係る申告

第49条（清算約定に係る申告）

第7章 清算約定の決済

第50条（計算区域）

第51条（帳入値段）

第52条（約定差金、帳入差金及び権利行使差金及びオプションの対価）

第53条（約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価の授受）

第8章 最終決済

第1節 受渡しによる決済

第54条（受渡しによる決済）

第2節 限月現金決済先物取引における最終決済

第55条（最終決済価格）

第56条（最終決済方法）

第2節の2 限日現金決済先物取引における決済

第56条の2（決済方法）

第3節 指数先物取引における最終決済

第57条（最終決済指数）

第58条（最終決済方法）

第4節 オプション取引における最終決済

第59条（最終決済方法）

第5節 現物取引における決済

第59条の2（決済方法）

第9章 取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等

第60条（取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等）

第9章の2 建玉の移管

第60条の2（建玉の移管）

第10章 清算預託金

第61条（清算預託金の預託）

第62条（預託すべき一般清算預託金の累積限度額）

第63条（一般清算預託金の復元）

- 第64条（清算預託金の返戻）
- 第65条（清算資格喪失の際の清算預託金の返戻）
- 第66条（合併の場合の清算預託金の承継）
- 第67条（清算預託金の果実の配分）

第11章 清算参加者の支払不能時の措置

- 第68条（支払不能の場合における措置）
- 第69条（支払不能のおそれがある場合の措置）
- 第70条（金銭等の引き取りの制限）
- 第71条（債務の引受けの停止の措置の通知）
- 第72条（決済不履行による損失の補填）
- 第73条（決済不履行に係る損失の計算）
- 第74条（損失の補填に伴う求償権）
- 第75条 削除

第12章 雑則

- 第76条（決済銀行）
- 第77条（システム障害時等における決済時限の繰延べ等）
- 第78条（天災地変等の場合における非常措置）
- 第78条の2（店頭商品デリバティブ取引等清算業務における商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務に係る余剰担保の利用）
- 第79条（業務及び事務の委任）
- 第80条（会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ）
- 第81条（商品取引債務引受業に関する必要事項の決定）
- 第82条（附帯業務）
- 第83条（改正権限）

第13章 停止指定市場開設者と開設指定市場開設者の未決済約定の取扱い等の特例

- 第84条（停止指定市場開設者と開設指定市場開設者の未決済約定の取扱い等の特例）
- 第85条（未決済約定の取扱い等）
- 第86条（清算資格の付与）
- 第87条（清算資格を取得しなかった場合の取扱い）
- 第88条（支払不能清算参加者の取扱い）
- 第89条（未決済約定が残存する場合の取扱い）
- 第90条（受渡しに係る決済不履行による損失の補填）
- 第91条（その他の取扱い）

附則

別表 他社清算資格に係る純資産額

業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第175条の規定に基づき、当社が行う商品取引債務引受業（法第2条第17項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務について必要な事項を定める。

2 この業務方法書（この業務方法書に基づく規則を含む。）は、当社が行う商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務についてのみ適用されるものとし、当社が行う法第170条第1項に規定する店頭商品デリバティブ取引に基づく債務引受業等及びこれに附帯する業務については、当社が別に定める店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書が適用されるものとする。

(清算対象取引)

第2条 当社の商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）は、次の各号に定める取引とする。

- (1) 法第2条第3項第1号に定める取引（以下「現物先物取引」という。）
- (2) 法第2条第3項第2号に定める取引（以下「現金決済先物取引」という。）
- (3) 法第2条第3項第3号に定める取引（以下「指数先物取引」という。）
- (4) 法第2条第3項第4号に定める取引（以下「オプション取引」という。）
- (5) 法第2条第10項第1号ニに定める取引（次条第7号に定める商品市場における取引に限る。以下「現物取引」という。）

(指定商品市場)

第3条 前条に規定する清算対象取引は、次の各号に定める当社が指定する市場開設者（以下「指定市場開設者」という。）の商品市場（以下「指定商品市場」という。）の上場商品又は上場商品指数に係る取引とする。

- (1) 大阪堂島商品取引所 農産物市場
- (2) 大阪堂島商品取引所 水産物市場
- (3) 大阪堂島商品取引所 砂糖市場
- (4) 大阪堂島商品取引所 農産物・飼料指数市場
- (5) 株式会社東京商品取引所 農産物・砂糖市場

- (6) 株式会社東京商品取引所 ゴム市場
- (7) 株式会社東京商品取引所 貴金属市場
- (8) 株式会社東京商品取引所 石油市場
- (9) 株式会社東京商品取引所 中京石油市場
- (10) 株式会社東京商品取引所 アルミニウム市場

(営業日及び休業日)

第4条 当社は、次の各号に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 土曜日
 - (4) 年始3日間
 - (5) 12月31日
- 2 当社は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。
- 3 当社は、必要があると認めるときは、商品取引債務引受業に係る業務の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。
- 4 前2項の場合には、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び指定市場開設者に通知する。

第2章 清算参加者

第1節 通則

(清算参加者)

第5条 清算参加者とは、当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）を有する者をいう。

2 前項に規定する清算資格の種類は、第3条第1項の指定商品市場ごととする。

3 第1項に規定する清算資格は、当社が行う商品取引債務引受業に関して、清算資格の種類ごとに、商品清算取引（法第2条第20項の商品清算取引をいう。以下同じ。）を行うことができない清算資格（以下「自社清算資格」という。）と、第3章に定めるところにより商品清算取引を行うことができる清算資格（以下「他社清算資格」という。）に区分し、自社清算資格を有する清算参加者を自社清算参加者と、他社清算資格を有する清算参加者を他社清算参加者と称する。

第2節 清算資格の取得

(清算資格の取得の申請及び承認)

第6条 清算資格を取得しようとする者は、前条第2項に定める清算資格の種類ごとに、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行わなければならない。

2 当社は、前項の規定により清算資格の取得申請者から清算資格の取得の申請があった場合において、審査により適当であると認めるときは、当該清算資格の取得の承認を行う。

3 前項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。

(清算資格の要件)

第7条 前条第1項の申請に係る同条第2項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に定める要件を満たしていること、その他商品取引債務引受業の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。

(1) 以下のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 指定市場開設者の会員等（法第2条第20項の会員等をいう。以下同じ。）であること。

ロ 指定市場開設者の会員等でない者であって、他社清算資格を取得しよ

うとする者にあつては、別に定める要件に該当すること。

(2) 経営の体制

当社の商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行う商品取引債務引受業について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(3) 拠点

国内に営業所又は事務所を有すること。

(4) 業務執行体制

清算対象取引について第45条に定める債務の引受けに係る約定（以下「清算約定」という。）の決済、損失の危険の管理並びに法令（法及びその関係法令をいう。以下同じ。）、法令に基づく行政処分及びこの業務方法書その他の当社が定める規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

(5) 財務基盤

以下のイからホに定める要件のいずれかに適合すること。

イ 以下に定める全ての要件を満たすこと。

- ① 収支状況において安定的収益が見込めること。
- ② 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円以上であること。
- ③ 純資産額が20億円以上（他社清算資格を申請する者の場合においては、清算受託契約（第38条に規定する清算受託契約をいう。以下第33条までにおいて同じ。）を締結する者の数に応じて別表に定める額以上）であること。
- ④ 商品先物取引業者（法第2条第23項の商品先物取引業者をいう。以下同じ。）のうち法第211条第1項の規定により純資産額規制比率を適用される商品先物取引業者にあつては、純資産額規制比率（法第211条に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）が200パーセントを上回っていること。

ロ 現物の取扱実績（受渡しを含む。）があること等により、現に現物及び関連物品の取扱いを業として行っている者（商品先物取引業者を除く。）のうち取締役会の決議により特に認めた者であつて、以下に定める要件を満たすこと。

- ① 収支状況において安定的収益が見込めること。

ハ 現物の取扱実績（受渡しを含む。）があること等により、現に現物及び関連物品の取扱いを業として行っている者（商品先物取引業者を

除く。)で清算資格取得申請者の総株主の議決権の過半数を有する法人(以下「親会社」という。)からの保証を受けている者であって、以下に定める全ての要件を満たすこと。

- ① 収支状況において安定的収益が見込めること。
- ② 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が3億円以上、かつ、純資産額が50億円以上である親会社による保証を受けていること。
- ③ 当社の指示に応じた支払いの履行を確保する措置が講じられていること。

ニ 親会社からの保証を受けている者であって、以下に定める全ての要件を満たすこと。

- ① 収支状況において安定的収益が見込めること。
- ② 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が3億円以上、かつ、純資産額が200億円以上である親会社による保証を受けていること。
- ③ 当社の指示に応じた支払いの履行を確保する措置が講じられていること。
- ④ 商品先物取引業者のうち法第211条第1項の規定により純資産額規制比率を適用される商品先物取引業者にあつては純資産額規制比率が200パーセントを上回っていること。

ホ 指定市場開設者の定めるところにより早受渡業務等を行っている者であって、以下に定める要件を満たすこと。

- ① 指定市場開設者が主たる株主(発行済株式の2/3以上を保有)であること。

(清算資格の取得手続きの履行)

第8条 当社が第6条第2項の規定により清算資格取得の承認を行ったときは、当社は同条第3項の規定により当社が指定した期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)までに、清算資格の取得申請者をして、清算預託金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続きを履行させるものとする。

- 2 清算資格の取得申請者が第6条第3項の規定により、当社が指定した期日の前日までに、前項の手続きを履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。
- 3 第1項の場合において、清算資格の取得申請者が清算参加者から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該清算参加者の清算資格の喪失と

同時に当該清算資格と同種の清算資格を取得する場合で、当社が清算資格を喪失する清算参加者と清算資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該清算資格を喪失する清算参加者が現に預託している清算預託金をもって清算資格の取得申請者が預託すべき清算預託金に充当することができる。

(清算資格取得の日)

第9条 当社は清算資格の取得申請者が前条第1項による手続きを履行したときは、第6条第3項の規定により当社が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。

2 当社は、前項の規定により清算資格の取得申請者に清算資格を付与したときは、その旨を当該清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る指定市場開設者に対して通知するとともに、主務大臣に対して報告するものとする。

(非清算参加者が清算資格を取得した場合の未決済約定の取扱い)

第10条 指定市場開設者の会員等であって当社の清算参加者でない者（以下「非清算参加者」という。）が、前条第1項の規定により清算資格を取得して清算参加者となったときは、当該非清算参加者は、当該非清算参加者が当該指定市場開設者の定めるところにより常に商品清算取引の委託先とする者として指定した清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）から当該非清算参加者の商品清算取引に基づく清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

第3節 清算参加者の義務

(清算参加者契約の締結)

第11条 清算参加者は、当社との間で、当社が定める清算参加者契約を締結しなければならない。

(清算参加者代表者)

第12条 清算参加者は、その代表取締役又は代表執行役（清算参加者が外国の法令に準拠して設立された法人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該清算参加者を代表するのに適当な者1人を、当社が定めるところにより、あらかじめ清算参加者代表者として当社に届け出なければならない。

- 2 清算参加者と当社との関係においては、清算参加者代表者のみが当該清算参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、当社に届け出た日常業務代行者をして行わせることができる。

(決済業務責任者)

第13条 清算参加者は、清算約定の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちから決済業務責任者1人を選任し、当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

(役員又は他の者との共同関係又は支配関係)

第14条 当社は、清算参加者の役員又は他の者との共同関係又は支配関係が当社の商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該清算参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

- 2 前項に規定する審問の手続きは、当社が定めるところによるものとする。
- 3 当社は、清算参加者が正当な理由がないにもかかわらず第1項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の請求を行うことができる。
- 4 清算参加者は、第1項の変更請求に異議があるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、当社に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。
- 5 当社は、前項の異議の申立てを受理したときは、遅滞なく、取締役会を開催する。
- 6 前項の取締役会において、第1項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認められるときは、直ちに同項の変更請求を変更し、又は取り消すものとする。

(清算参加者による手数料の納入)

第15条 清算参加者は、当社が定めるところにより、手数料を当社に納入しなければならない。

(商品取引債務引受業に関する責任の所在)

第16条 当社は、清算参加者がその業務上、当社が行う商品取引債務引受業に関し損害を受けることがあっても、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(届出事項)

第17条 清算参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

- (1) 指定商品市場からの脱退
- (2) 商品先物取引業者にあつては、商品先物取引業（法第2条第22項に規定する商品先物取引業をいう。以下同じ。）の廃止
- (3) 当該清算参加者が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併
- (4) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (5) 分割による事業の全部又は一部の他の会社への承継
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 当該清算参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
- (8) 分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継
- (9) 事業の全部又は一部の譲受け
- (10) 氏名又は商号若しくは名称の変更（英文の氏名又は商号若しくは名称の変更を含む。）
- (11) 本店若しくは主たる事務所又は当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための業務に関する従たる営業所若しくは従たる事務所の変更
- (12) 指定商品市場への加入

(報告事項)

第18条 清算参加者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当社が定めるところにより、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

- (1) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき
- (2) 商品先物取引業者にあつては、商品先物取引業を休止し、又は再開したとき
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）を行ったとき若しくは清算開始となったとき又はこれらの事実（外国の法令上これらに相当する事実を含む。）を知ったとき
- (4) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき

- (5) 商品先物取引業者の許可（許可の更新を含む）を受けられないこととなったとき、又は許可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき
- (6) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に関し変更があったとき
- (7) 役員の変更（役員の住所変更を除く。）があったとき又は他の会社その他の法人の役員への就任若しくは退任があったとき
- (8) 商品先物取引業者のうち法第211条第1項の規定により純資産額規制比率を適用される商品先物取引業者にあつては、純資産額規制比率が140パーセントを下回ったとき（他社清算参加者である場合は、純資産額規制比率が200パーセントを下回ったとき）その他の法、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める財務に関する基準に抵触し、監督官庁に届け出たとき
- (9) 法、金融商品取引法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき
- (10) 商品取引所（法第2条第4項の商品取引所をいう。以下同じ。）、金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）若しくは金融商品取引清算機関（以下「金融商品取引清算機関」という。）又はこれらに相当する外国の取引所等から処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき
- (11) 清算参加者の役員が法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当したとき
- (12) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき若しくは当該訴訟が終結したとき又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立てられ若しくは当該調停案件が終結したとき
- (13) 当該清算参加者を指定清算参加者として指定している非清算参加者が決済を履行しない場合又はそのおそれのある状態となったとき
- (14) 第7条第5号イに定める要件により清算参加者となった者にあつては、資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき又は純資産額が10億円（他社清算参加者である場合は、清算受託契約を締結する者の数に応じて必要となる純資産額）を下回ることとなったとき
- (15) 第7条第5号ロに定める要件により清算参加者となった者にあつては、現に現物及び関連物品の取扱いを業として行うことの要件を満たさなくな

ったとき

- (16) 第7条第5号ハに定める要件により清算参加者となった者にあつては、現に現物及び関連物品の取扱いを業として行うことの要件を満たさなくなったとき、親会社の資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき、純資産額が50億円を下回ることとなったとき、親会社による保証が受けられないこととなったとき又は当社の指示に応じた支払いの履行を確保する措置が講じられなくなったとき
 - (17) 第7条第5号ニに定める要件により清算参加者となった者にあつては、親会社の資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき、純資産額が200億円を下回ることとなったとき、親会社による保証が受けられないこととなったとき又は当社の指示に応じた支払いの履行を確保する措置が講じられなくなったとき
 - (18) 第7条第5号ホに定める要件により清算参加者となった者にあつては、同条第5号ホの要件を満たさないこととなったとき
 - (19) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分その他の保全処分をうけたとき
 - (20) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき（役員を含む。）
 - (21) 事業報告書を作成したとき（会計監査人設置会社にあつては、事業報告書に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書が添付されたもの。）
 - (22) 純資産額調書（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）に規定する純資産額に関する調書をいう。）等当社が定める書類を作成したとき
 - (23) 事業年度の末日の変更があつたとき
 - (24) 指定市場開設者に建玉の移管に関する届出を行ったとき
- 2 第7条第5号ハ及びニに定める要件により清算参加者となった者にあつては、当該清算参加者を子会社とする親会社が前項第3号及び第21号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

（清算参加者の監査）

第19条 当社は、次の各号に掲げる場合その他当社の商品取引債務引受業の運営上必要があると認める場合は、清算参加者に対し、当該清算参加者の事業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、

又は当社の職員をして当該清算参加者の事業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を監査させることができる。

- (1) 清算参加者によるこの業務方法書その他の規則の遵守の状況の調査を行う場合
- (2) 清算参加者の財務の状況の調査を行う場合
- (3) 指定市場開設者からその商品市場における取引等（法第2条第21項の商品市場における取引等をいう。以下同じ。）の公正の確保を図るための調査に関して情報提供の要請があった場合において、当社が当該要請に応じることが相当と認める場合

第4節 清算資格の喪失

(清算資格の喪失申請)

第20条 清算参加者が清算資格を喪失しようとするときは、喪失しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、清算資格の喪失の申請をし、当社の承認を受けなければならない。

(清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第21条 清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。

- 2 他社清算参加者は、他社清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算資格に係る清算受託契約をすべて解約しなければならない。

(清算資格の喪失申請者の合併等の場合の適用除外)

第22条 清算参加者は、前条第1項の場合において、清算資格の喪失と同時に、当該清算資格と同種の清算資格を取得する者若しくは当該清算資格と同種の清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものすべてを解消させる必要がないと当社が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当社が認める範囲内において、当該清算約定で未決済のものを解消しないことができる。

- 2 他社清算参加者は、前条第2項の場合において、他社清算資格の喪失と同時に、当該他社清算資格と同種の他社清算資格を取得する者若しくは当該他社清算資格と同種の他社清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該他社清算参加者が締結してい

る清算受託契約のすべてを解約させる必要がないと当社が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当社が認める範囲内において、当該清算受託契約を解約しないことができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第23条 当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日から、その清算参加者を当事者とする当該清算資格に係る清算対象取引に基づく債務の引受けの停止を行うものとする。

2 当社は、清算資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該清算資格と同種の清算資格を取得する者若しくは当該清算資格と同種の清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該清算参加者の清算約定で未決済のものを解消させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該清算資格の喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(清算資格喪失の承認)

第24条 清算資格の喪失の承認は、当社が将来の一定期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。

2 当社は、清算資格の喪失を承認した場合は、その旨を当該清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る指定市場開設者に対して通知するとともに、主務大臣に対して報告するものとする。

(清算資格の喪失の際の債務の弁済)

第25条 清算資格を喪失した者は、当社から返付を受ける金銭、有価証券又は外貨等をもって、その者が清算参加者として当社に対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

第5節 清算参加者に対する措置等

(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)

第26条 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問の上、当該各号に掲げる措置を行うことができる。この場合において、当該措置が清算資格の取消しであるときは、取締役会の決議により、これを行うものとする。

(1) 不正な手段によって清算資格を取得したときは、清算資格の取消し

- (2) 清算資格の要件に適合しなくなったときは、清算資格の取消し（次条に定める場合を除く。）
- (3) 支払不能となり容易に回復しえない状態となったときは、清算資格の取消し
- (4) 清算約定の決済を履行しないとき又は他の清算参加者若しくは非清算参加者との契約を履行しないときは、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (5) 当社に払込み、納入又は預託しなければならない金銭、有価証券その他のものを、当社が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (6) 法、金融商品取引法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受けたときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (7) 清算参加者が商品取引所、金融商品取引所、金融商品取引清算機関又はこれらに相当する外国の取引所等から処分を受けたときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (8) 第17条に基づく届出若しくは第18条に基づく報告をせず又は虚偽の届出若しくは報告を行ったときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (9) 第19条の規定による監査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、又は同条の規定による報告若しくは資料の提出を行わず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を行ったときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (10) 前各号のほか、清算参加者が、法若しくは法の規定に基づく処分又は清算受託契約、この業務方法書その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反したときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し
- (11) 第14条の規定による役員又は他の者との共同関係又は支配関係の変更請求に応じないときは、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に

基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要且つ適当と認める措置

- (12) 総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）又は出資に係る議決権の過半数が当社の商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったときは、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要且つ適当と認める措置
- (13) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、清算参加者に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者が、当社の商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないと認められるときは、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要且つ適当と認める措置

（清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置）

第27条 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる財務基盤に抵触することとなったときは、遅滞なく、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止を行うものとする。

- (1) 第7条第5号イに定める要件により清算参加者となった者にあつては、資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき又は純資産額が10億円（他社清算参加者である場合は、清算受託契約を締結する者の数に応じて必要となる純資産額）を下回ることとなったとき
- (2) 第7条第5号ハに定める要件により清算参加者となった者にあつては、親会社の資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき、純資産額が50億円を下回ることとなったとき、親会社による保証が受けられないこととなったとき又は当社の指示に応じた支払いの履行を確保する措置が講じられなくなったとき
- (3) 第7条第5号ニに定める要件により清算参加者となった者にあつては、親会社の資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき、純資産額が200億円を下回ることとなったとき、親会社による保証が受けられないこととなったとき又は当社の指示に応じた支払いの履行を確保す

る措置が講じられなくなったとき

- (4) 商品先物取引業者のうち法第211条第1項の規定により純資産額規制比率を適用される商品先物取引業者にあつては、純資産額規制比率が140パーセントを下回ることとなったとき（他社清算参加者である場合は、純資産額規制比率が200パーセントを下回ることとなったとき）
- 2 前項の場合において、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止をした日から6月以内に当該清算参加者の財務基盤が前項第1号から第4号に抵触している状況が解消されることとなったときは、当該清算参加者からの申立てにより、当社は前項の規定による債務の引受けの停止を解除するものとする。
- 3 第1項の場合において、清算参加者の財務基盤が前項に規定する期間内に第1項第1号から第4号に抵触している状況が解消されなかったときは、取締役会の決議により、清算資格の取消しを行うものとする。

（清算参加者が喪失申請を行わない場合の措置）

第28条 当社は、清算参加者が第17条第1号から第6号までのいずれかに掲げる事項（第5号にあつては事業の全部の承継、第6号にあつては事業の全部の譲渡に限る。）に係る届出を行った場合において、清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を審問の上、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の全部又は一部の引受けの停止を行うことができる。

（清算資格喪失申請を行わないことにより債務の引受けの停止を受けた清算参加者に対する措置）

- 第29条 当社は、前条の規定により当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止を行った場合には、当該清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。
- 2 当社は、前項の規定による整理を行うためその他当社が必要と認める限度において、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。
 - 3 当社は、必要があると認めるときは、第1項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては、当該他の清算参加者と同項の規定により債務の引受けの停止の対象清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(債務の引受けの停止等の措置の解除)

- 第30条 当社が第26条（第11号から第13号までに係る部分に限る。）及び第28条の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止（商品清算取引に係る債務に限って行うものを除く。）を行った場合には、対象清算参加者は、その事由を除去したときは、説明書を添付してその停止の解除を申請することができる。
- 2 当社は、前項の申請に基づく停止の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。
 - 3 第1項の対象清算参加者が、同項の停止を受けた日から1年以内に、前項の承認を得なかった場合は、当社は、取締役会の決議により、当該対象清算参加者の清算資格を取り消すことができる。
 - 4 前3項の規定は、当社が第26条（第11号から第13号までに係る部分に限る。）及び第28条の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止（商品清算取引に係る債務に限って行うものに限る。）を行った場合について準用する。この場合において、第3項中「清算資格を取り消す」とあるのは「他社清算資格を取り消し、自社清算資格を付与する」と読み替えるものとする。

(異議の申立て等)

- 第31条 第14条第1項ただし書き、第2項及び第3項の規定は第26条及び第28条の審問について、第14条第4項から第6項までの規定は第26条、第28条及び第61条第2項に規定する特別清算預託金の措置について、それぞれ準用する。

(会員等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)

- 第32条 清算参加者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、清算資格を喪失する。
- (1) 指定市場開設者の会員等でなくなる者（ただし、他社清算資格を有する者であって、別に定める要件に該当する者を除く。）
 - (2) 解散

(規律委員会)

- 第32条の2 当社は、第26条に規定する措置（清算資格の取消しに限る。）を清算参加者に対し行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行うことの適否につき、規律委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、緊急の必要があるときは、規律委員会

に諮問しないことができる。

3 前2項に定めるもののほか、規律委員会に関する事項は規則で定める。

(措置の通知等)

第33条 当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行おうとするときは、あらかじめその旨を当該対象清算参加者が有する清算資格に係る指定市場開設者に対して通知するとともに、主務大臣に対して報告するものとする。

2 前項の規定は、第32条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときに準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

3 当社がこの業務方法書に基づき他社清算参加者の商品清算取引に係る債務の引受けの全部若しくは一部の停止若しくは他社清算参加者の清算資格の取消しを行ったとき又は第32条の規定により他社清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該他社清算参加者は、清算受託契約を締結している非清算参加者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

4 当社は、この業務方法書に基づき清算資格の取消しを清算参加者に対して行ったとき又は第32条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該清算資格を有する各清算参加者に対し、その旨通知する。

(債務の引受けの停止を受けた清算参加者の措置)

第34条 当社がこの章の規定に基づき債務の引受けの全部又は一部の停止を行った場合には、対象清算参加者は、当社の承認を受けて、その期間中、当該対象清算参加者の清算約定で未決済のものを、他の清算参加者へ引き継ぐことができる。

(清算資格を取り消された者等の未決済約定の取扱い)

第35条 当社は、この業務方法書に基づき清算資格の取消しを清算参加者に対して行ったとき又は第32条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。

2 当社は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合において、当該他の清算参加者と前項の清算参加者であった者との間に委任契約が成立していたものとする。

3 第1項の清算参加者であった者は、その者の清算約定で未決済のもの整理を行うためその他当社が必要と認める範囲内において、なお、清算参加者

とみなす。

(清算参加者に対する勧告)

第36条 当社は、清算参加者の業務又は財産の状況が当社の商品取引債務引受業の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 当社は前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

第3章 商品清算取引

第37条 削除

(非清算参加者との清算受託契約の締結)

第38条 他社清算参加者は、商品清算取引を行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が商品清算取引の申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該商品清算取引の受託をしたこととする旨その他当社が定める事項を記載した清算受託契約を、商品清算取引の委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。

(清算受託契約の締結の届出等)

第39条 他社清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当社が定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

- 2 他社清算参加者は、清算受託契約に関して、当社が定める場合に該当することとなったときは、当社が定めるところにより、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

(清算受託契約の解約の届出)

第40条 他社清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3営業日前の日までに届出を行う。

(2) 他社清算参加者が事前に非清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出たことによる解約（第5号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく届出を行う。

(3) 他社清算参加者が事前に非清算参加者から書面により契約の解約の意思の申出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申出を受けた後遅滞なく届出を行う。

(4) 非清算参加者が商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに届出を行う。

- (5) 非清算参加者との間で商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって他社清算参加者が事前に非清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約
- 当該解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該解約を行おうとする日の前日までに届出を行う。
- 2 当社は、前項の届出を受けた場合には、解約する契約の相手方である非清算参加者が会員等である指定市場開設者に対し、直ちにその旨を通知する。

(清算対象取引に係る区分管理)

第41条 他社清算参加者は、その清算対象取引について、商品清算取引によるものとそれ以外のものとを、区分して管理しなければならない。

(指定清算参加者の変更等の場合の未決済約定の引継ぎ)

- 第42条 非清算参加者が指定市場開設者の定めるところにより指定清算参加者を変更した場合には、変更前の指定清算参加者から変更した時点における当該非清算参加者の商品清算取引に基づく清算約定で未決済のものを変更後の指定清算参加者へ引き継ぐものとする。
- 2 清算参加者が清算資格を喪失し、指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者を指定清算参加者として指定する場合には、指定した時点における清算資格を喪失する当該清算参加者の清算約定で未決済のものを、清算資格を喪失する当該清算参加者から新たに指定清算参加者として指定された清算参加者へ引き継ぐものとする。

(非清算参加者が商品清算取引の委託を停止された場合の未決済約定の引継ぎ等)

- 第43条 当社は、非清算参加者がその会員等である指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名された場合は、当該指定市場開設者の行う処分の内容に応じて、当該非清算参加者の商品清算取引に基づく清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。
- 2 前項の規定は、当社が当該非清算参加者の指定清算参加者に対し債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行った場合には、適用しない。

(清算参加者が商品市場における取引を停止された場合等の未決済約定の引継ぎ等)

第44条 当社は、清算参加者がその会員等である指定市場開設者からその商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）を停止若しくは制限された場合、又は除名された場合は、当該指定市場開設者の行う処分の内容に応じて、当該清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 前項の規定は、当社が当該清算参加者に対し債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行った場合には、適用しない。

第4章 債務の引受け

(債務の引受け)

第45条 当社が商品取引債務引受業として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる清算対象取引が、指定市場開設者の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者がその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は、買方清算参加者がその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。
 - (2) 第2条第4号に掲げる清算対象取引が、指定市場開設者の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者の相手方である買方清算参加者のオプションの付与者としての地位を承継し（ただし、オプション料請求権を除く。）、当該売方清算参加者は当社に対して、当社によりその付与者としての地位が承継された当該オプションと同一内容の新たなオプションの付与者の地位に立つものとする。この場合において、当社は当該買方清算参加者が当該売方清算参加者に対し負担するオプション料支払債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。
- 2 清算参加者は、前項の規定により当社が引き受けた債務の内容及びその決済に必要な事項を当社が定めるところにより速やかに確認するものとする。

(振替、付替又はギブアップに伴い消滅する債権債務及び発生する債権債務の取得及び負担)

第46条 指定市場開設者の定める振替、付替又はギブアップ（指定市場開設者（第3条第5号から第10号までの指定商品市場を開設する指定市場開設者に限る。）が定めるギブアップをいう。以下同じ。）が行われたことにより、第2条第1号から第3号までに掲げる清算対象取引が消滅及び発生したときは、当社は当該消滅した清算対象取引をなした清算参加者がその相手方として清算対象取引をなした清算参加者に対して負担する債務を免責的に引き受け、当該発生した清算対象取引をなした清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

(振替、付替又はギブアップに係るオプション取引の消滅及び発生並びに契約上の地位の消滅及び発生等)

第47条 指定市場開設者の定める振替、付替又はギブアップが行われたことにより第2条第4号に掲げる清算対象取引が消滅及び発生したときは、次に掲げる方法により当社は債務の引き受け等を行うものとする。

- (1) 消滅した清算対象取引が売付取引の場合には、当該消滅した売付取引につき売方清算参加者が当社に対し有していたオプションの付与者としての地位が消滅し、新たに発生した売付取引の清算参加者が当該消滅したオプションと同一内容のオプションの付与者としての地位に当該清算参加者の計算により当社に対して新たに立つものとする。この場合において、当該消滅した売付取引につき当社が当該売方清算参加者に対し負担するオプション料支払債務が消滅し、当社は、当該消滅した債務と同一内容の債務を新たに発生した売付取引の清算参加者に対して新たに負担するものとする。
- (2) 消滅した清算対象取引が買付取引の場合には、当該消滅した買付取引につき、当社が当該買方清算参加者に対し有するオプションの付与者としての地位が消滅し、当社は当該その付与者としての地位が消滅したオプションと同一内容のオプションの付与者としての地位に新たに発生した買付取引の清算参加者に対して新たに立つものとする。この場合において、当該消滅した買付取引につき当該買方清算参加者が当社に対し負担するオプション料支払債務が消滅し、当該新たに発生した買付取引の清算参加者は、当該消滅した債務と同一内容の債務を、当該清算参加者の計算により当社に対して新たに負担するものとする。

(ギブアップに係る手数料及び一般清算預託金の取扱いの特例)

第47条の2 当社は、前2条の規定に基づきギブアップ（複数の計算区域に跨る場合に限る。）が行われたときは、第15条及び第64条の規定にかかわらず、当社が定めるところにより、消滅した清算対象取引をなした清算参加者に対し、当該清算参加者が納入した当該消滅した清算対象取引に係る手数料及び一般清算預託金を返戻するものとする。

第5章 清算対象取引に係る債務の履行義務

(当社の責任)

第48条 当社は、指定市場開設者の指定商品市場において成立した清算対象取引については、清算参加者に対してのみ債務の履行責任を負うものとする。

第6章 清算約定に係る申告

(清算約定に係る申告)

第49条 清算参加者は、指定市場開設者を通じて次の各号に定める清算約定の内容を申告するものとする。

- (1) 指定商品市場において清算対象取引を行った場合には、新規売、新規買、転売又は買戻しの別及びそれぞれの数量
 - (2) オプション取引において権利行使を行う場合には、当該権利行使に係る買建玉の数量
- 2 当社は、前項の申告を受けた場合並びに指定市場開設者から権利行使及び権利行使の割当てに係る内容の通知を受けた場合には、当該申告及び当該通知に基づき当該清算参加者の清算約定のうち未決済のもの数量を加減するものとする。
- 3 当社は、指定市場開設者が定めるところにより、非清算参加者から指定市場開設者を通じて第1項の申告を受けた場合並びに指定市場開設者から権利行使及び権利行使の割当てに係る内容の通知を受けた場合には、当該申告及び当該通知に基づき、当該非清算参加者の指定清算参加者の清算約定のうち未決済のもの数量を加減するものとする。
- 4 申告の区分及び時限並びに申告内容の訂正に関して必要な事項は、当社が定めるところによる。

第7章 清算約定の決済

(計算区域)

第50条 当社は、第52条に定める約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価の授受を行うための1の計算区域を、取引日とする。

2 前項の1の計算区域は、指定市場開設者ごとに次の各号に定めるものとする。

(1) 大阪堂島商品取引所にあつては、当該取引所の一営業日の前場立会開始から後場立会終了まで

(2) 株式会社東京商品取引所にあつては、当該取引所の一営業日の前営業日の日中立会終了後に開始される夜間立会に係る売買注文の受付開始時から当該一営業日に開始される夜間立会に係る売買注文の受付開始前まで

3 当社は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、計算区域を臨時に変更することができるものとする。この場合、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び指定市場開設者に通知する。

(帳入値段)

第51条 当社は、1の計算区域ごとに、別に定めるところにより、帳入値段を定めるものとする。

(約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価)

第52条 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引において、1の計算区域の帳入値段とその計算区域における約定値段との差額に相当する金銭を約定差金という。

2 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引において、1の計算区域の帳入値段とその直前の計算区域の帳入値段との差額に相当する金銭を帳入差金という。

3 オプション取引において、最終清算価格（権利行使による決済を行うため、当社が定める方法により算出した価格をいう。）と権利行使価格との差額に指定市場開設者の業務規程（以下「業務規程」という。）において定める権利行使単位の倍率を乗じて得た金額を権利行使差金という。

4 オプション取引において、当事者の一方の意思表示によりオプションを相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して支払う対価をオプションの対価という。

(約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価の授受)

第53条 清算参加者は、約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価は、委託者の計算をもってするものと、自己の計算をもってするものとに区分するものとする。

2 当社は、1の計算区域終了後、遅滞なく、約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価を清算参加者ごとに計算し、翌営業日の正午まで（以下「決済時限」という。）に、当社が第76条の規定により定めた金融機関に開設した預金口座を通じ、当該清算参加者との間で授受するものとする。

3 当社は、必要があると認めるときは、前項に規定する決済時限を臨時に繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び指定市場開設者に通知する。

第8章 最終決済

第1節 受渡しによる決済

(受渡しによる決済)

第54条 現物先物取引における受渡しに係る決済については、指定市場開設者が定めるところにより受方会員等と渡方会員等の間で受渡しが行われたことをもって、当社と清算参加者との間においてその決済が行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務規程に基づき受渡当事者間で合意した受渡条件による受渡しを行うことについて、指定市場開設者の承認によって当該受渡しが行われたものとみなされたときは、当該承認がなされた時点で当該受渡しに係る清算約定について、前項の受渡しが行われたものとみなす。

第2節 限月現金決済先物取引における最終決済

(最終決済価格)

第55条 現金決済先物取引のうち、業務規程において定める限月現金決済先物取引（以下「限月現金決済先物取引」という。）における最終決済価格は、当社が定める方法により算出した価格とする。

(最終決済方法)

第56条 清算参加者は、限月現金決済先物取引において、指定市場開設者が定めるところにより、当月限のすべての未決済約定について、前条に規定する最終決済価格をもって、指定市場開設者が定めた取引において、転売又は買戻しにより決済するものとする。

第2節の2 限日現金決済先物取引における決済

(決済方法)

第56条の2 清算参加者は、現金決済先物取引のうち、業務規程において定める限日現金決済先物取引の未決済約定について、転売又は買戻しにより決済するものとする。ただし、業務規程に基づき指定市場開設者が適当と認めるときは、現物の受渡しにより決済することができるものとする。

第3節 指数先物取引における最終決済

(最終決済指数)

第57条 指数先物取引における最終決済指数は、当社が定める方法により算出した指数値とする。

(最終決済方法)

第58条 清算参加者は、指数先物取引において、指定市場開設者が定めるところにより、当月限のすべての未決済約定について、前条に規定する最終決済指数をもって、指定市場開設者が定めた取引において、転売又は買戻しにより決済するものとする。

第4節 オプション取引における最終決済

(最終決済方法)

第59条 清算参加者は、オプション取引に係る未決済約定の最終決済について、権利行使を行った場合は、指定市場開設者が定めるところにより決済するものとする。

2 前項の最終決済において、権利行使の対象とならなかったオプション取引の未決済約定は消滅するものとする。

第5節 現物取引における決済

(決済方法)

第59条の2 現物取引における受渡しに係る決済については、指定市場開設者が定めるところにより受方会員等と渡方会員等の間で受渡しが行われたことをもって、当社と清算参加者との間においてその決済が行われたものとする。

第9章 取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)

第60条 当社が行う商品取引債務引受業における取引証拠金並びに商品市場における取引に係る受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他の物並びに支払不能による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等に関する事項は、取引証拠金等に関する規則をもって定める。

第9章の2 建玉の移管

(建玉の移管)

第60条の2 この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に未決済約定を引き継ぐことができる。

2 清算参加者は、前項の規定に基づく未決済約定の引継ぎ（以下この章において「建玉の移管」という。）を行おうとするときは、当社が定める時限までに、当社が定めるところにより、当社に申請を行わなければならない。

3 建玉の移管は、当社が定める時刻に行われるものとする。

4 指定市場開設者の定めるところにより、他社清算参加者が非清算参加者から建玉の移管に係る申告を受けた場合には、当該他社清算参加者は、当社が定める時限までに、当社が定めるところにより、当社にその内容を申請し、当社の承認を得るものとする。

第10章 清算預託金

(清算預託金の預託)

- 第61条 清算参加者は、当社が定めるところにより、法第180条に定める清算預託金を当社に預託しなければならない。
- 2 前項の清算預託金は第5条第2項に定める清算資格の種類ごとに適用する清算預託金（以下「一般清算預託金」という。）と当社が別に定めるところにより、清算参加者に対し預託を指示する清算預託金（以下「特別清算預託金」という。）に区分し、これらの額及び預託の方法は、取締役会の決議により定めるものとする。
- 3 清算預託金は、当社が定めるところにより、有価証券等（流動性等を勘案して当社が定めるものに限る。以下「有価証券等」という。）をもって充てることができる。
- 4 当社は、清算預託金については、自己の固有の財産と口座を区分する等の方法により分別して保管するものとし、清算参加者ごとに当社が定めるところにより区分して帳簿により管理するものとする。
- 5 清算参加者は、清算預託金の返還請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし又は担保の目的に供することができない。ただし、清算参加者が日本商品委託者保護基金に対し、清算預託金の返還請求権を担保の目的に供する場合はこの限りでない。

(預託すべき一般清算預託金の累積限度額)

- 第62条 当社は、取締役会の議を経て、清算参加者が預託すべき一般清算預託金の累積限度額（以下「累積預託限度額」という。）を定めることができる。
- 2 当社は、清算参加者の預託する一般清算預託金の額が累積預託限度額を超えたときは、当社が定めるところにより、当該清算参加者の一般清算預託金の預託を停止することができる。

(一般清算預託金の復元)

- 第63条 当社が第72条の規定により一般清算預託金をもって損失の補填に充てた場合において、当該損失の補填により一般清算預託金の額が預託すべき一般清算預託金の額を下回ったときは、清算参加者は、取締役会の議を経て当社が定める期日までに、一般清算預託金を復元しなければならない。

(清算預託金の返戻)

- 第64条 当社は、第62条第2項の規定に基づき預託を停止した場合には、当該清算参加者が預託した一般清算預託金のうち、当該清算参加者の累積預託限度額を超える部分の金額を、別に定めるところにより当該清算参加者に返戻するものとする。
- 2 当社は、別に定めるところにより、特別清算預託金を当該清算参加者に返戻するものとする。
- 3 当社は、清算参加者が一般清算預託金を預託する必要がないと取締役会が認めるときは、当該清算参加者に清算預託金を返戻するものとする。

(清算資格喪失の際の清算預託金の返戻)

第65条 当社は、清算参加者がすべて又は一部の清算資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条において同じ。）したときは、当該清算資格の喪失の日以降当該清算預託金の返戻を行うものとする。ただし、当該清算資格を喪失した者の清算約定で未決済のものがある場合その他当社が必要と認める場合は、その事由の消滅するまでの間、清算預託金の返戻を停止することができる。

(合併の場合の清算預託金の承継)

第66条 清算参加者につき合併があったときは、合併により存続し、又は新設された法人は、合併前に当該清算参加者が有していた清算預託金に係る権利義務を承継するものとする。

(清算預託金の果実の配分)

第67条 当社は、清算預託金の運用によって生じた果実は、指定商品市場ごとに清算参加者の積立額に応じて配分計算し、清算預託金として積み立てるものとする。

第 1 1 章 清算参加者の支払不能時の措置

(支払不能の場合における措置)

第 6 8 条 当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該清算参加者（以下「支払不能清算参加者」という。）を支払不能と認定し、支払不能清算参加者を当事者とするすべての清算対象取引に基づく全部の債務の引受けを停止するとともに、取引証拠金等に関する規則に定めるところにより、支払不能清算参加者の清算約定で未決済のもの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行うものとする。

- (1) 清算手数料を支払わないとき
- (2) 約定差金、帳入差金、権利行使差金又はオプションの対価を納入しないとき
- (3) 一般清算預託金を預託しないとき
- (4) 取引証拠金等に関する規則に定める取引証拠金維持必要額を預託しなかったとき
- (5) 受渡しを履行しないとき（止むを得ない事由であると認めた場合を除き、業務規程において定める早受渡しが行われた場合に早渡しした清算参加者が早受けをした清算参加者に対する義務を履行しない場合を含む。）
- (6) 支払不能（破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 条第 1 1 項に規定する支払不能をいう。）又は債務超過（破産法第 1 6 条第 1 項に規定する債務超過をいう。）となったとき
- (7) 手形交換所又は電子記録債権法（平成 1 9 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関による取引停止処分を受けたとき
- (8) 支払の停止（破産法第 1 5 条第 2 項の規定により支払不能を推定させる支払の停止をいう。）又はこれに準ずる事由が生じたとき
- (9) 解散（合併による解散を除く。）したとき
- (10) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又は外国倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）があったとき
- (11) 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算の開始の原因となる事実（外国の法令上これらに相当する事実を含む。）が生じたとき
- (12) 指定市場開設者が違約者と認定したとき

2 当社は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、前項の規定によりすべての債務の引受けの停止の措置を受けた支払不能清算参加者から、当該支払不能清算参加者の清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。

- 3 当社は、必要があると認めるときは、第1項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。
- 4 前項の場合においては、その清算参加者と支払不能清算参加者との間に委任契約が成立していたものとする。
- 5 清算参加者から支払不能である旨の報告があり、当社が適当と認めるときは、当該清算参加者を支払不能と認定するものとする。この場合においては、前4項の規定を適用するものとする。

(支払不能のおそれがある場合の措置)

- 第69条 当社は、清算参加者が取引証拠金等に関する規則に定める預託必要額の総額を預託しない場合等支払不能のおそれがあるとき、その事由が消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく全部又は一部の債務の引受けの停止の措置を行うことができる。
- 2 当社は、前項の規定により清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合において、取締役会が必要があると認めるときは、当該清算参加者を支払不能と認定するものとする。この場合においては、前条の規定を適用するものとする。
 - 3 第30条第1項及び第2項の規定は第1項の債務の引受けの停止について準用する。

(金銭等の引き取りの制限)

- 第70条 当社は、前2条の規定に基づきすべての債務の引受けを停止した場合において必要があると認めるときは、その清算参加者が当社から受けるべき金銭、有価証券等及び外貨（指定市場開設者が定めるものに限る。以下同じ。）の全部又は一部の引き取りの停止の措置を行うことができる。
- 2 当社は、前項の措置により引き取りを停止した金銭、有価証券等及び外貨については、当該清算参加者の清算約定の決済の不履行の弁済に充当することができる。

(債務の引受けの停止の措置の通知)

- 第71条 当社は、第68条第1項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、直ちにその旨を当該清算参加者が有する清算資格と同種の清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る指定市場開設者に対して通知するとともに、主務大臣に対して報告するものとする。
- 2 前項の規定は、第69条第1項の規定に基づき清算参加者を当事者とする

清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合について準用する。この場合において、同項中「直ちに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

(決済不履行による損失の補填)

第72条 当社は、清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより当社が損失（その不履行の処理（そのおそれがあると認めるときの処理を含む。）に際し当社が受けた損失を含む。）を受けた場合には、当該損失について次の各号に掲げるものにより、次条の規定に基づき算出した決済が履行されなかった清算約定等に係る指定商品市場ごとの損失に対し補填するものとする。この場合において、次の各号に掲げるものの合計が当該損失を上回る指定商品市場があるときは、当該上回る分は当該指定商品市場に係る指定市場開設者が開設する他の指定商品市場の損失に対して補填するものとする。

- (1) 当該清算参加者が当社に預託している決済が履行されなかった清算約定等に係る指定商品市場についての自己分の取引証拠金
- (2) 当該清算参加者が当社に預託している当該指定商品市場についての一般清算預託金
- (3) 当該清算参加者が当社に預託している当該指定商品市場におけるその他の預託金等
- (4) 当該清算参加者が返還請求権を有する当該指定商品市場分の委託分の取引証拠金

2 前項の規定により補填し得ない損失がある場合において、当該損失は、次に掲げるものを合計したものにより補填する。ただし、前項各号に掲げるものの合計が次条の規定に基づき算出した損失を下回った指定商品市場が2以上となる場合にあっては、当該指定商品市場それぞれにおける当該下回った額は、当該次に掲げるものを合計したものを当該下回った額で按分したものにより補填する。

- (1) 当該清算参加者が預託した特別清算預託金
- (2) 前項各号に掲げるものの合計が次条の規定に基づき算出した損失を上回る指定商品市場における当該上回る額
- (3) 当該清算参加者が返還請求権を有する金銭、有価証券等及び外貨（前項各号及び前号に掲げるものを除く。）
- (4) 支払不能清算参加者から預託を受けた店頭商品デリバティブ取引等清算業務及びこれに附帯する業務に係る余剰担保（支払不能清算参加者が店頭商品デリバティブ取引等清算業務及びこれに附帯する業務に関して当社に対して返還請求権を有するOTC証拠金及びOTC清算預託金のうち、店

頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書等の定めるところにより支払不能清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいい、当該余剰担保が充用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額とする。）

- 3 前2項の規定により補填し得ない損失がある場合において、当該損失は、当該清算参加者が会員等である指定市場開設者に預託している信認金（委託者が優先弁済権を行使したときは、その残額）により、次の各号に定める順により補填する。
 - (1) 指定商品市場ごとに当該指定商品市場に係る信認金により補填する。
 - (2) すべての損失を補填した指定商品市場があるときは、当該指定商品市場の信認金は当該指定商品市場に係る指定市場開設者が開設する他の指定商品市場の損失に対して補填するものとする。
 - (3) 前2号の規定により補填し得ない損失がある場合において、当該損失は、前2号の規定により損失を補填した信認金の残額により補填するものとする。ただし、補填し得ない指定商品市場が2以上となる場合にあっては、当該指定商品市場それぞれにおける当該補填し得なかった額は、当該信認金を当該補填し得なかった額で按分したものにより補填する。
- 4 前3項の規定により補填し得ない損失がある場合において、当該損失は、当社が剰余金のうちから積み立てた決済不履行積立金により補填するものとする。
- 5 前4項の規定により補填し得ない損失がある場合において、当該損失は、指定商品市場ごとに第三者による損失補償又は損失保証により受領する金銭その他特に当該損失の補填を目的とする金銭その他の財産（次条に規定するものを除く。）がある場合は、当該金銭その他の財産により補填する。
- 6 前5項の規定により補填し得ない損失がある場合において、当該損失は、当該指定商品市場について他の清算参加者が当社に預託している一般清算預託金により補填するものとする。
- 7 前6項の規定により補填し得ない損失がある場合において、当社は、別に定めるところにより、損失を補填し得ない指定商品市場に係る清算資格を有する他の清算参加者に負担させるものとする。
- 8 前各項に規定する損失の補填について必要な事項は、当社がその都度定める。

（決済不履行に係る損失の計算）

第73条 前条に規定する損失については、当社が定めるところにより指定商品市場ごとに次の各号に掲げる額を計算する。

- (1) 業務規程において定める違約受渡玉の引受値段と受渡値段の差金
- (2) 業務規程において定める違約受渡玉の附加賠償額
- (3) 業務規程において定める違約中間玉の附加賠償額
- (4) 業務規程において定める違約中間玉の引受値段と引き受けたときの約定値段との差金
- (5) 業務規程において定める違約中間玉について、決済不履行の原因となった債務の属する計算区域から未決済約定の整理が終了した日の属する計算区域までの当該指定商品市場に係る約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価
- (6) 清算手数料
- (7) その他、決済不履行に係る処理に関して決済不履行清算参加者の負担に帰すべき一切の債務

(損失の補填に伴う求償権)

- 第74条 第72条第4項の規定に基づき損失を補填したときは、当社は、その補填した額について当該清算参加者に対して求償権を有する。当社がこの求償権の行使により得た財産は、補填に係る決済不履行積立金に繰り入れる。
- 2 第72条第5項の規定に基づき損失を補填又は保証したときは、その損失の補填又は保証に係る負担をした第三者は、その補填した額について当該清算参加者に対して求償権を有する。
- 3 第72条第6項又は第7項の規定に基づき損失を補填したときは、その損失の補填に係る負担をした清算参加者は、その補填した額について当該清算参加者に対して求償権を有する。

第75条 削除

第12章 雑則

(決済銀行)

第76条 清算参加者は、指定商品市場において発生した清算約定の清算を、当社が定める金融機関を通じて当社との間で行わなければならない。

- 2 前項にかかわらず、前項に定める金融機関が設置するシステムの稼働に支障が生じ、当該システムを利用して決済を行うことが不可能又は困難であると当社が認めた場合その他当社が適当と認めた場合は、当該金融機関を決済銀行とする清算参加者は、前項の清算を、当社が別に定める金融機関において、別に定めるところにより行わなければならない。

(システム障害時等における決済時限の繰延べ等)

第77条 当社は、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社のシステム又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済時限を臨時に変更し又は決済日を翌営業日以降に繰り延べることができる。これらの場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

- 2 前項の決済日を翌営業日以降に繰り延べた決済については、当社が指定した日の通常の決済に加えて決済を行う。
- 3 第1項に関し必要な措置は、別に定める。この場合、清算参加者は、これに従わなければならない。
- 4 当社は、必要があると認めるときは、第1項で決済を繰り延べた全部又は一部の指定商品市場について、商品取引債務引受業に係る業務の全部又は一部を停止することができる。この場合、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び指定市場開設者に通知する。

(天災地変等の場合における非常措置)

第78条 当社は、天災地変、経済事情の激変その他やむを得ない理由に基づいて、清算が不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、当該清算について、改めて清算の条件を定めることができる。

- 2 前項の場合において、当社が緊急の必要があると認めるときは、当社は、取締役会の決議を経ずに、清算の条件を改めて定めることができる。
- 3 前2項の規定により当社が清算の条件を定めたときは、当社は必要な措置

を講じることができる。この場合、清算参加者は、これに従わなければならない。

(店頭商品デリバティブ取引等清算業務における商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務に係る余剰担保の利用)

第78条の2 当社は、支払不能清算参加者から預託を受けた商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務に係る余剰担保（支払不能清算参加者が商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務に関して当社に対して返還請求権を有する取引証拠金、受渡代金、清算預託金その他の担保のうち、この業務方法書（この業務方法書に基づく規則を含む。）の定めるところにより支払不能清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいう。）を、店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書の定めるところにより支払不能清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当することができる。

(業務及び事務の委任)

第79条 当社は、商品取引債務引受業に関し、当社が定める業務及び事務を、当社が指定する者に委任することができる。

2 第16条の規定は、前項の場合について準用する。

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

第80条 清算参加者は、他の清算参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に清算資格を喪失しないときは、当社の承認を受けて、当該他の清算参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る清算約定で未決済のものを引き継ぐことができる。

2 前項の引継ぎについて必要な事項は当社が別に定める。

(商品取引債務引受業に関する必要事項の決定)

第81条 当社は、この業務方法書に定める事項のほか、商品取引債務引受業に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(附帯業務)

第82条 当社は、商品取引債務引受業に附帯する業務を行う。

(改正権限)

第83条 この業務方法書の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、

変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

第13章 停止指定市場開設者と開設指定市場開設者の未決済約定の取扱い等の特例

(停止指定市場開設者と開設指定市場開設者の未決済約定の取扱い等の特例)

第84条 当社は、一の指定市場開設者が指定商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の指定市場開設者が当該上場商品等から構成される指定商品市場を開設し、又は既に開設している指定商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取り引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であって、当該立会を停止する指定市場開設者（以下「停止指定市場開設者」という。）及び当該指定商品市場を開設し、又は既に開設している指定市場開設者（以下「開設指定市場開設者」という。）との間において未決済約定の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところにより取扱うものとする。

(未決済約定の取扱い等)

第85条 停止指定市場開設者が立会を停止する上場商品等から構成される指定商品市場（以下「停止指定商品市場」という。）に係る清算参加者が、開設指定市場開設者が開設し、又は既に開設している指定商品市場（以下「開設指定商品市場」という。）に係る清算資格を取得した場合（既に当該資格を取得している場合を含む。）における停止指定商品市場と開設指定商品市場の間の未決済約定その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 停止指定商品市場の停止日に当該市場に存在する未決済約定（受渡しに係るものを除く。以下この条において同じ。）は、開設指定商品市場の開設日（既に開設している指定商品市場にあつては、当該指定商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日（既に取り引されている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。）をいう。以下この章において同じ。）以降、当該開設指定商品市場の未決済約定として取扱う。
- (2) 開設指定商品市場の開設日の清算にあつては、前計算区域の帳入値段は停止指定商品市場の停止日における帳入値段を用いる。
- (3) 停止指定商品市場の停止日における当該市場の上場商品等の未決済約定に係る取引証拠金並びに受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他のものは、開設指定商品市場の開設日以降、当該開設指定商品市場の上場商品等の未決済約定に係る取引証拠金並びに受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他のものとして取扱う。

- (4) 停止指定商品市場の停止日に計算された当該市場に係る約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価については、開設指定商品市場の開設日に、当該開設指定商品市場に係る清算参加者との間で授受する。
- (5) 停止指定商品市場の停止日以降における開設指定商品市場及び停止指定商品市場に係る清算預託金に関し必要な事項は、当社が別に定めるところによる。

(清算資格の付与)

第86条 停止指定商品市場に係る清算参加者が開設指定商品市場において会員等となった場合にあっては、第6条の規定に基づき清算資格の取得の申請を行わなければならない。

(清算資格を取得しなかった場合の取扱い)

第87条 停止指定商品市場の清算参加者が開設指定商品市場に係る清算資格を有していない場合であって、当該資格を取得しない場合又は指定清算参加者を指定しない場合には、停止指定商品市場の停止日の日中立会終了後、当該清算参加者の未決済約定（受渡しに係るものを除く。）について、停止指定市場開設者の行う処理の内容に応じて、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(支払不能清算参加者の取扱い)

第88条 当社は、支払不能清算参加者が停止指定商品市場の停止日までに当該市場に係る未決済約定の処理を行うことができない場合には、開設指定商品市場の開設日以降において当該支払不能清算参加者について、開設指定市場開設者の行う処分の内容に応じて、その未決済約定について必要な整理を行うものとする。

(未決済約定が残存する場合の取扱い)

第89条 当社は、停止指定商品市場において停止日以降も未決済約定が残存する場合、停止指定市場開設者の行う処理の内容に応じて、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(受渡しに係る決済不履行による損失の補填)

第90条 当社は、開設指定商品市場の開設日以降に停止指定商品市場において残存する受渡しに係る未決済約定（開設指定商品市場における上場商品等に係るものに限る。）に関し、清算参加者が当該受渡しに係る決済を履行しな

いことにより当社が損失を受けた場合の第72条第1項の規定の適用については、開設指定商品市場に係る取引証拠金、清算預託金並びに当該受渡しの決済のために預託される金銭及び有価証券その他のものにより損失を補填するものとする。

(その他の取扱い)

第91条 第84条から前条までの規定のほか、当社が必要があると認めるときは、その他の取扱いについて別に定めることができる。

附 則

附 則

- 1 この業務方法書は、平成17年5月1日から施行する。ただし、第2章第1節及び第2節並びに第38条から第40条の規定は主務大臣の許可の日から施行する。
- 2 施行日前に第6条第2項の規定により清算資格の取得の承認を行うにあたり、取得申請者が当該清算資格に係る指定市場開設者に現に加入している場合であって、当該取得申請者が指定市場開設者に預託している特別担保金及び特別清算負担金を当社に移管する旨の契約を指定市場開設者と締結し、その旨を当社に届け出たときの当該取得申請者に対する第8条第1項の規定の適用については、同項に定める清算預託金の預託を行っているものとみなす。
- 3 施行日前に成立した第2条に規定する清算対象取引（オプション取引の権利行使により成立する現物先物取引を含む。）であって施行日において未決済のもの（施行日において当社の清算参加者である者及び非清算参加者である者が当事者となっているものに限る。ただし、非清算参加者である者の場合にあっては、当該非清算参加者が施行日前に第1項ただし書きの規定により清算資格を取得した清算参加者を指定市場開設者の定めるところにより常に商品清算取引の委託先とする者として指定している場合に限る。）については、当社は次項に規定する場合を除き、施行日をもって第45条第1項の規定に基づき債務の引受けを行うものとする。
- 4 施行日の前日において、東京工業品取引所が第2条第1号、第2号及び第4号までに規定する清算対象取引に係る債務の引受けを行っている場合（東京工業品取引所がオプション取引の権利行使により成立する現物先物取引の当事者となっている場合を含む。）には、当社は、東京工業品取引所と清算参加者（施行日において当社の清算参加者となっている者に限る。）との間の債務の引受けを行うものとする。この場合において、当該債務の引受けについては第45条第1項の規定を準用し、当社は東京工業品取引所が清算参加者に有する債権債務を引き継ぐものとする。
- 5 施行日において第38条に規定する清算受託契約を締結しようとする場合の第39条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「遅滞なく」とする。
- 6 第6条第1項第2号の資格をもって清算資格取得の申請をした者であ

って、改正後の商品取引所法第190条第1項の許可を申請している者（改正前の商品取引所法第128条の許可を受けている者に限る。）に対しては、その処分が行われるまでの間は、改正後の商品取引所法第190条第1項の許可を受けたものとみなし、清算資格に係る取得手続きを行うものとする。

附 則

平成17年5月30日開催の取締役会において決議された第3条（指定商品市場）、別表1「清算資格の種類」及び別表2「清算参加者純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成17年8月16日）から施行し、平成17年10月11日から適用する。

附 則

平成17年11月30日開催の取締役会において決議された別表1「清算資格の種類」及び別表2「清算参加者純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成17年12月26日）から施行し、平成18年2月27日から適用する。

附 則

平成18年2月27日開催の取締役会において決議された第3条（指定商品市場）、第31条（異議の申立て等）、第61条（清算預託金の預託）、第62条（預託すべき一般清算預託金の累積限度額）、第63条（一般清算預託金の復元）、第64条（清算預託金の返戻）、第68条（支払不能の場合における措置）、第72条（決済不履行による損失の補填）別表1「清算資格の種類」及び別表2「清算参加者純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成18年4月4日）から施行し、第46条（振替、付替又はギブアップに伴い消滅する債権債務及び発生する債権債務の取得及び負担）及び第47条（振替、付替又はギブアップに係るオプション取引の消滅及び発生並びに契約上の地位の消滅及び発生等）の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成18年4月4日）から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則

平成18年6月26日開催の取締役会において決議された第17条（届出事項）、第18条（報告事項）、第19条（清算参加者の監査）、第22条（清算資格の喪失申請者の合併等の場合の適用除外）、第23条（清算資格の喪失申

請者に係る債務の引受けの停止)、第26条(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)、第28条(清算参加者が喪失申請を行わない場合の措置)、第80条(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成18年7月26日)から施行する。

附 則

- 1 平成18年11月10日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、別表1「清算資格の種類」及び別表2「清算参加者純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成18年12月22日)から施行し、関西商品取引所及び福岡商品取引所の合併に係る改正は関西商品取引所及び福岡商品取引所の合併の日(平成18年12月1日)から適用し、中部商品取引所及び大阪商品取引所の合併に係る改正は中部商品取引所及び大阪商品取引所の合併の日(平成19年1月1日)から適用する。
- 2 平成18年11月30日において福岡商品取引所の清算資格を有する清算参加者は、改正後の関西商品取引所の同一商品市場に係る清算資格を有するものとする。
- 3 平成18年12月31日において大阪商品取引所の清算資格を有する清算参加者は、改正後の中部大阪商品取引所の同一商品市場に係る清算資格を有するものとする。

附 則

平成18年11月30日開催の取締役会において決議された第53条(約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価の授受)、第68条(支払不能の場合における措置)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成18年12月26日)から施行する。

附 則

平成19年3月20日開催の取締役会において決議された第61条(清算預託金の預託)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成19年4月5日)から施行する。

附 則

平成19年9月26日開催の取締役会において決議された第18条(報告事項)、第26条(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)、第47

条（振替、付替又はギブアップに係るオプション取引の消滅及び発生並びに契約上の地位の消滅及び発生等）、第53条（約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価の授受）、第77条（システム障害時等における決済時限の繰り延べ等）及び第78条（天災地変等の場合における非常措置）の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成19年10月31日）から施行する。

附 則

- 1 平成20年12月19日開催の取締役会において決議された第3条（指定商品市場）、第7条（清算資格の要件）、第12条（清算参加者代表者）、第18条（報告事項）、第26条（清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置）、第27条（清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置）、第65条（清算資格喪失の際の清算預託金の返戻）、別表1「清算資格の種類」、別表2「他社清算資格に係る純資産額」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成21年1月22日）から施行し、第3条（指定商品市場）及び別表1「清算資格の種類」に係る改正は、平成20年12月1日から適用する。
- 2 施行日において現に清算資格を有する清算参加者にあつては、平成21年9月30日までに、改正後の第7条の規定に係る第6条の清算資格の取得の申請を行うとともに、当社の承認を受けなければならないものとする。
- 3 前項の規定に係る承認を受けるまでの間、現に清算資格を有する清算参加者にあつては、従前の規定に基づく財務要件を適用するものとする。
- 4 施行日において現に清算資格を有する清算参加者が、平成21年9月30日までに改正後の第7条の規定に係る第6条の清算資格の取得の申請を行わないとき及び当社の承認を受けられなかった場合にあつては、当社は平成21年10月1日をもって清算資格を取り消し、第35条（清算資格を取り消された者等の未決済約定の取扱い）の規定を適用するものとする。

附 則

平成21年3月19日開催の取締役会において決議された第3条（指定商品

市場)、別表1「清算資格の種類」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成21年4月30日)から施行し、第4条(営業日及び休業日)及び第50条(計算区域)の改正は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

平成21年9月4日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、第40条(清算受託契約の解約の届出)、別表1「清算資格の種類」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成21年9月15日)から施行し、平成21年10月13日から適用する。

附 則

第6条(清算資格の取得の申請及び承認)及び第7条(清算資格の要件)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成21年10月6日)から施行し、平成21年10月8日から適用する。

附 則

平成21年12月1日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、第7条(清算資格の要件)、第50条(計算区域)、別表1「清算資格の種類」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成21年12月25日)から施行する。

附 則

平成22年1月8日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、別表1「清算資格の種類」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成22年3月17日)から施行し、平成22年3月23日から適用する。

附 則

平成22年3月25日開催の取締役会において決議された第77条(システム障害時等における決済時限の繰延べ等)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成22年4月26日)から施行し、別表3(第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額)の改正は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

平成22年6月30日開催の取締役会において決議された第72条(決済不履行による損失の補填)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成22年7月16日)から施行する。

附 則

平成22年9月3日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、別表1「清算資格の種類」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成22年10月5日)から施行し、平成22年10月12日から適用する。

附 則

農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可日(平成22年12月7日)

1. 平成22年10月29日開催の取締役会において決議された第1条(目的)、第2条(清算対象取引)、第3条(指定商品市場)、第5条(清算参加者)、第6条(清算資格の取得の申請及び承認)、第7条(清算資格の要件)、第17条(届出事項)、第18条(報告事項)、第19条(清算参加者の監査)、第27条(清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置)、第50条(計算区域)、第53条(約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価の授受)、第60条(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)、第61条(清算預託金の預託)、第62条(預託すべき一般清算預託金の累積限度額)、第65条(清算資格喪失の際の清算預託金の返戻)、別表1「清算資格の種類」及び別表3「第7条第3項に定める清算参加者に係る純資産額」の改正並びに第60条の2(建玉の移管)の新設は、平成23年1月1日から施行し、第68条(支払不能の場合における措置)及び第69条(支払不能のおそれがある場合の措置)の改正は平成23年1月4日取引日分の決済時限から施行する。

附 則

平成23年2月4日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、第50条(計算区域)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成23年2月23日)から施行する。

附 則

平成23年11月17日開催の取締役会において決議された第46条(振替、付替又はギブアップに伴い消滅する債権債務及び発生する債権債務の取得及び負担)の改正及び第47条の2(ギブアップに係る手数料及び一般清

算預託金の取扱いの特例)の新設は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成23年12月8日)から施行し、平成23年12月19日から適用する。

附 則

平成24年5月31日開催の取締役会において決議された第13章の新設は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成24年6月4日)から施行する。

附 則

平成24年12月20日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)の第12号の削除は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成25年1月28日)から施行する。

附 則

平成24年9月27日及び平成24年12月20日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、第14条(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)、第27条(清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置)、第31条(異議の申立て等)及び第50条(計算区域)の改正並びに第32条の2(規律委員会)の新設は、第3条各号に掲げる商品取引所の名称変更の日(平成25年2月12日)又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成25年1月28日)のいずれか遅い日から施行する。

附 則

平成25年2月21日開催の取締役会において決議された第8条(清算資格の取得手続きの履行)の改正は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成25年3月6日)から施行する。

附 則

平成25年5月30日開催の取締役会において決議された第3条(指定商品市場)、第46条(振替、付替又はギブアップに伴い消滅する債権債務及び発生する債権債務の取得及び負担)、第50条(計算区域)及び第76条(決済銀行)の改正は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日(平成25年6月28日)から施行する。

附 則

平成25年4月18日開催の取締役会において決議された第6条(清算資格の取得の申請及び承認)、第7条(清算資格の要件)、第18条(報告事項)、第27条(清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置)、第32条(会員等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)及び第33条(措置の通知等)の改正は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成26年3月31日)から施行する。

附 則

平成26年4月25日開催の取締役会において決議された第1条(目的)、第6条(清算資格の取得の申請及び承認)、第7条(清算資格の要件)、第14条(役員又は他の者との共同関係又は支配関係)、第18条(報告事項)、第20条(清算資格の喪失申請)、第26条(清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置)、第27条(清算参加者が財務基盤に抵触した場合の措置)、第33条(措置の通知等)、第68条(支払不能の場合における措置)、第69条(支払不能のおそれがある場合の措置)、第72条(決済不履行による損失の補填)及び第77条(システム障害時等における決済時限の繰延べ等)の改正並びに第78条の2(店頭商品デリバティブ取引等清算業務における商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務に係る余剰担保の利用)の新設は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成26年5月16日)から施行する。

附 則

平成26年8月28日開催の取締役会において決議された第54条(受渡しによる決済)及び第68条(支払不能の場合における措置)の変更は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成26年9月16日)から施行する。

附 則

平成27年3月26日開催の取締役会において決議された第50条(計算区域)、第51条(帳入値段)、第52条(約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価)、第53条(約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価の授受)、第8章第2節の節名、第55条(最終決済価格)、第56条(最終決済方法)及び第58条(最終決済方法)の変更並びに第8章第2節の2の節名及び第56条の2(決済方法)の新設は、平成27年5月7日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成27年4月23日)のいずれか遅い日から施行する。

附 則

第1条 平成28年5月26日開催の取締役会において決議された第17条（届出事項）、第18条（報告事項）、第26条（清算参加者が業務方法書に違反した場合等の措置）、第33条（措置の通知等）、第39条（清算受託契約の締結の届出等）、第46条（振替、付替又はギブアップに伴い消滅する債権債務及び発生する債権債務の取得及び負担）及び第47条（振替、付替又はギブアップに係るオプション取引の消滅及び発生並びに契約上の地位の消滅及び発生等）の変更は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日（平成28年7月21日）から施行する。

第2条 平成28年5月26日開催の取締役会において決議された第7条（清算資格の要件）、第37条（商品清算取引の対象取引）、第49条（清算約定に係る申告）、第50条（計算区域）、第52条（約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価）、第53条（約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価の授受）、第54条（受渡しによる決済）、第8章第4節の節名、第68条（支払不能の場合における措置）、第73条（決済不履行に係る損失の計算）及び第85条（未決済約定の取扱い等）の変更並びに旧第59条（権利行使又は権利割当に係る清算約定の決済）の削除並びに新第59条（最終決済方法）の新設は、平成28年9月20日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日（平成28年7月21日）のいずれか遅い日から施行する。

第3条 前条の規定にかかわらず、指定市場開設者の売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

第4条 平成28年6月30日開催の取締役会において決議された第2条（清算対象取引）、第45条（債務の引受け）、第56条の2（決済方法）の変更並びに第8章第5節の節名及び第59条の2（決済方法）の新設は、平成28年7月25日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日（平成28年7月21日）のいずれか遅い日から施行する。

附 則

平成29年6月30日開催の取締役会において決議された第72条（決済不履行による損失の補填）の変更及び第75条（債務の引受けによるその他

の損失の補填)の削除は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日(平成29年7月31日)から施行する。

別表

他社清算資格に係る純資産額

単位:億円

清算受託契約の締結可能社数	純資産額
5社以内	50
10社以内	100
制限なし	200